

① 優遇税制を問う

野田佳彦民主党政権は、復興財源を口実に所得税などの庶民増税をたくらむ一方、法人税は減税する構えです。大資産家優遇税制を見直すつもりはありませんが、復興や社会保障の財源確保に向け、どの税を見直すべきか問われています。

(山田英明)

株取引でもうけを上げる大資産家を優遇する証券優遇税制をやめれば、景気低迷で大企業の配当などが落ち込んだ2009年のデータから試算しただけでも、年間で約5000億円の税収増になります。

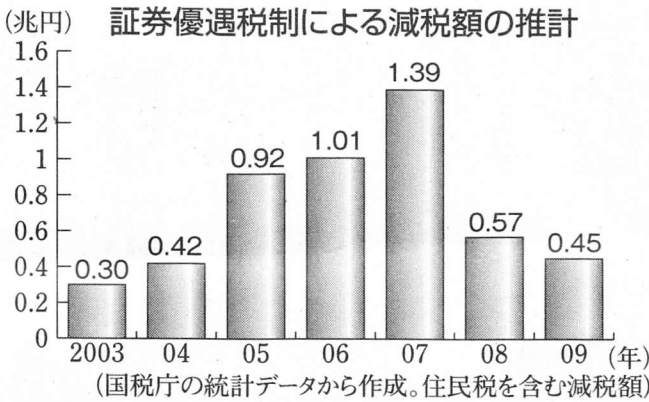
さらに延長

配当や株取引の株式譲渡益にかかる税は、本来の税率が20%のところを、現在10%に半減されています。10%の軽減税率を本来の20%まで戻すだけで、09年には年間約4500億円の税収増を見込めた計算です。

配当と譲渡益が多かった07年には、証券優遇税制を廃止することで、約1兆4

証券

年間5000億円の減税



000億円の税収増を見込めました。証券優遇税制は、自民・公明政権によって03年に導入されました。自公政権は、本則26%だった譲渡益にかかる税率を20%に軽減した上で、

03年から07年までこれを10%に半減。さらに、07、09年度税制「改正」で優遇の期限を11年末まで延長してきました。配当も同様に、20%の税率が10%に優遇され、11年末が期限でした。

民主党政権は11年度税制「改正」で、この期限を13年末まで2年間延長しました。高所得ほど所得階層別の税負担割合では、年間所得が1億円を

高所得ほど

超える高所得者は、所得が増えれば増えるほど、所得に対する税負担割合が低下する傾向が見られます。高所得者ほど、給与所得よりも株の売買や配当による所得が増え、優遇税制の恩恵が大きくなるためです。証券優遇税制のために、所得に応じた応分の負担を求めている所得税の本来の役割が崩されています。

各社の10年度の有価証券報告書のデータから試算すると、トヨタ自動車の豊田章男社長は、株式配当にかかる税の軽減措置によって年間2287万円、京セラの稲盛和夫名誉会長は同8848万円、セブン&アイホールディングスの伊藤雅俊名誉会長は同約9600万円の減税を受けている計算になります。



東京証券取引所のマーケットセンター—東京都中央区